採用した障がい者が職場で能力を発揮するた めのサポートを行う環境づくりが大切です。当社では，ジョブコーチによる支援を活用し ています。会社側としては，「こんな伝え方し ていいのかな」と思うことを本人に伝わりや すい方法で伝えてくれます。外部の方が言う ことで本人も気が引き締まるようです。

本人の得意なことを活かし，苦手なことを得意なこ

とに変える工夫をしています。得意なパソコン業務 では，大活躍しています。また，最初は苦手だった電話応対は，ナンバーディスプレイと自分で作った マニュアルを使うことで，電話を受ける前の準備が でき，得意な仕事に変わりました。


当初の商品の梱包作業に加えて，本人とも相談し，在庫数の管理の業務を任せています。役割があると使命感がわくのか，意欲が高まった気がします。



電話での応対

## STEP 5 のポイント

職場定着に向けては，障がい者が職場で十分な能力を発揮できるよう，一人ひとりに合わせた職場環境の改善に取り組むなど，社内でのサポート体制を作ることが重要です。生活面や医療面の課題には，支援機関や医療機関と連携して対応しましょう。

## 職場適応援助者（ジョブコーチ）

地域障害者職業センターでは，職場適応援助者（ジョ ブコーチ）による支援事業を行っています。
障がい者が職場に適応できるよう，障害者職業カウン セラーが策定した支援計画に基づきジョブコーチが職場に出向いて直接支援を行います。

お問合せ $>\mathrm{D}$

## 職場定着に活用できる助成金•県補助金

職場定着に活用できる助成金•県補助金 があります。 －障害者介助等助成金

雇い入れるまたは継続して雇用する障がいのある社員 に対して，その仕事をサポートする社員をそばに配置 し，能力を発揮して働き続けられるよう特別な措置を行う事業主に対して，その費用の一部を助成します。

## お問合せ $>\mathrm{E}$

－神奈川県精神障害者職場指導員設置補助金精神障がい者を雇用し，職場指導員を設置して，障が い者が職場に定着することができるよう配慮している中小企業へ補助を行う県独自の補助金です。瞕場指導員とは，同じ職場の上司など障がい者が働きやすい職場環境を整える方で，特別な資格は必要ありません。

## －樴場定着に間する研修

職場定着に関する研修を活用して，社内でのサポート体制を作っていきましょう。

## －障害者職業生活相談員資格認定講習

5 人以上の障がいのある従業員が動いている事業所 では，法律により，職場内から障害者職業生活相談員を選任し，職業生活全般における相談•指導を行 うよう義務付けられています。認定講習は，各都道府県支部で毎年実施しています。

## お問合せ $\boldsymbol{E}$

## －精神•発達障害者しごとサポーター養成講座

労働局とハローワークにおいて，一般の従業員の方 を主な対象に，精神障がいや発達障がいについて正 しく理解することで，職場における応援者「精神•発達障害者しごとサポーター」となっていただくた めの講座を開催しています。
## お問合せ＞B

－出前講座
上記の「精神•発達障害者しごとサポーター養成講座」 は講師が企業に伺う出前講座としても行っています。 また，神奈川県障害者雇用促進センターにおいても，企業のご希望に合わせた，職場定着に関する出前講座 を行っています。

## お問合せ ${ }^{2}$ A B

A 神奈川県障害者雇用促進センター
電 話：045－633－5441（直通）

D 神奈川障害者職業センター
電話：042－745－3131

# B 神奈川労働局職業対策課 C 神奈川県雇用労政課 <br> 電話：045－650－2801 電話：045－210－5871 

E 独立行政法人高齢•障害•求職者雇用支援機構神奈川支部
電話：045－360－6010
職場定着とは

採用直後は，働いている方も職場の方に「こんなこと話していいのだろうか」，企業側も「もっとこうして欲 しいけど，どう伝えたらいいのだろう」とお互いに悩ま れることが多いです。

支援機関の担当者としては，企業の方ヘ一人ひとりの特性に合わせた伝え方を提案したり，目標を明確に示した りすることで，働いている方が成長していくことを企業の方に実感していただいています。
支援機関の担当者との面談よりも職場の担当者とのやりとりが活発になってきた，働いている方と職場の担当者が想 いを素直に伝えあえるようになってきた，そのような姿を見ると，働いている方と職場との信頼関係が強固になってき たのだろうと感じます。「つい構えてしまう」部分が取り払われることによって，お互いが支えあっていける関係になっ ていくことが，その職場になじんだということなのではないでしょうか。（支援機関で就労をサポートする担当者 Y さん）

